

山辺町立学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画

令和8年3月

山辺町教育委員会

目 次

	ページ
1 計画の趣旨・現状	3
2 目標	4
3 計画の期間	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

本町ではめざす子供の姿を「多様な幸福を見出し『いのち』輝く山辺の子供」と定めている。

- ・多様な幸福を見出す … 事象に内在する価値や可能性を探り続ける
- ・「いのち」輝く … 自己や他者の存在を認め(being)ともに生きる
- ・山辺の子供 … 自己を形づくる身近な自然や文化・歴史を尊重する

めざす子供の姿を実現するためには、働き方改革の目的である、○教職員の心身の健康保持、○ワーク・ライフ・バランスの実現、○生き活きと働ける職場環境づくり、による教育活動の充実をより一層進めていくことが求められる。本町の町立学校に勤務する全ての教育職員がこれまで以上に生き生きと働くことができる環境を整備することが求められる。

本計画は、その一助をなすものである。

(2)本町の現状

- 本町では、令和5年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「山辺町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合(平均)	月80時間を 上回る割合(平均)
小学校	月 22 時間	8.1%	0.0%
中学校	月 18 時間	36.6%	0.0%

- 中学校において時間外在校等時間が45時間を超える割合が36.6%と目立っている。特に部活動に係る業務の負担感が大きくなっていると思料され、平日の地域展開を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
 - (1)時間外在校等時間に関する目標
 - ・ 町内すべての小中学校において、1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。
 - ・ 令和6年度の値を基に、町内すべての小中学校において、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を、20時間程度にする。
 - (2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
 - 【括弧内は令和6年度の数値】
 - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を、令和11年度までに段階的に小学校、中学校ともに8日以上とする【小学校5日、中学校10日】
 - ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。既存の学校評価アンケート及び教職員評価等を工夫することにより、状況把握に努める。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
 - (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
 - イ 学校以外が担うべき業務
 - ◆児童生徒が補導されたときの対応(「3分類」②関係)
 - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。そのための保護者の意識の醸成に努める。
 - ◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を検討する。特に教材費や積立金について、会計等支援のあり方を検討する。
 - ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)
 - ・ 首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・ 教育委員会が内容の精査を行うことで、学校へ発出される調査の回答に係る事務職員の負担を軽減する。
- ・ 学校事務体制の強化のため、引き続き事務連携・共同を実施する。

◆部活動(「3分類」⑬関係)

- ・ 令和7年度に、原則、休日の部活動の地域展開を実現している。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、指導者人材の確保について町ジュニアクラブネットワーク協議会との連携を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を引き続き全校に配置する。
- ・ 校務支援システム等をより一層活用することによって、平素の授業準備や学期末の成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑰関係)

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 各学校に配置している学習支援員の拡充を図る。
- ・ 各学校の実情に応じて、医療的ケア看護職員、医療・福祉に関する専門家の学校への派遣を行う。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 校務支援システムのクラウド化を研究する。
- ・ セルフマネジメントの観点から、教育職員それぞれが自己の時間外在校等時間を確認できる仕組づくりを研究する。
- ・ 教育職員を支援する各種人材の拡充を図る。
- ・ 日常における保護者との対話を充実させることでコミュニケーションの円滑化を図り、教育の質の向上を企図する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%とし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

以下はこれまでも取り組んできたことであるが、引き続き取組みを継続する。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、本人の申出により医師の面接指導を実施する。
- ・ 関係機関の協力を得ながら、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ これまでと同様に学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を引き続き行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のウェブサイトで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、教育職員本人の同意を得ることを前提としながらストレスチェックの結果から把握に努める。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、町小中学校長会及び教頭会によるマネジメント機能の強化を図る。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。